

■ 改めて附則の意義

菅改造内閣の下で社会保障・税一体改革が始まったが、与野党協議を呼びかける根拠は附則104条で、これからボディープローのような効果を發揮すると思われる。

もう一度その内容を記すと、「経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする」となっている。

附則というのは、「法令において、付隨的な事項を定めた部分のこと。法令の施行期日や経過措置、関係法令の改廃等に関する事項が定められることが多い。あくまで本則に付隨するものであることから、本則と関係のない事項を規定することはない」(ウィキペディア)ということである。2009年4月号の本欄でもふれたが、附則は法律なので、「国会の意思」である。政権が代わっても、立法者を拘束するという点において、単に「政府の意思」にすぎない閣議決定よりはるかに意味合いが重い。政権が、そのような附則は不適当と思うならば、法律を改正する必要がある。法律を変えない限り、立法者をも拘束するのである。

■ 附則と消費税

このようなことが実際に起こったのが、消費税率の5%への引上げ時である。

消費税率の見直しを含む抜本的税制改革の議論は、平成5年に成立した細川内閣から始まった。平成6年2月の国民福祉税構想を経て細川内閣は崩壊、羽田内閣に変わったが、少数与党のため総辞職し、税制改革は実現しなかった。

しかし、羽田内閣で成立した平成6年の税法の附則に、「平成7年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い」と定められた。細川・

羽田政権から、自社さ政権へと政権交代が起きたにもかかわらず、この附則が「橋渡し」となって、村山内閣の下で消費税引上げを含む税制改革が引き継がれることになる。つまり、附則は政権交代後にも立法者を拘束することになったのである。

話はまだ続く。消費税率5%への引上げを柱とする「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成7年12月に公布された。その際この法律に、また重要な附則がつく。それは、附則25条「見直し条項」と呼ばれるもので、「消費税率については、社会保障等による財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税にかかる課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え…平成8年9月30日までに所要の措置を講ずるものとする」という内容である。

この附則の検討課題をこなすことで、平成9年4月1日

からの消費税率の5%への引上げが実行された。このように、消費税は附則と極めて深いつながりを持つ。

■ 実施時期は附則で

さて、消費税率の問題がまとまったとして、私は税率の引上げ時期については、相当慎重を期す必要があると思っている。経済がデフレ下にある時は消費税率を引き上げるべきではない。デフレ下では、消費税率の引上げ分が取引の段階で円滑に転嫁されずに、下請け企業や風下企業に経済混乱が生じる可能性があるからである。

そこで、新たな附則を設けて、「法律の施行期日は、政府のデフレ脱却宣言が行われて半年後（あるいは3か月後）」として、実施時期を弾力的にする必要があるのでなかろうか。ここでも、附則が重要な意味を持つことになる。

